

## 函館工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程

令和 7年5月22日

函高専達第 2 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）が所有する施設又はその他の財産（以下「施設等」という。）に係るネーミングライツ（命名権）を付与すること、及び広告掲示を認めることに関し、その基本的な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 ネーミングライツ事業及び広告事業は、本校との契約により施設等に法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を付与、または広告掲示を認める代わりに、命名権等を取得した法人等からネーミングライツ料または広告料を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることにより、独立行政法人国立高等専門学校機構法に規定された業務の範囲内の取組として、本校の教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用することを目的とする。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- 二 命名権等 事業者等が本校の施設等に愛称等を付与する権利、及び広告を掲示する権利をいう。
- 三 ネーミングライツ事業 契約により本校が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の運営・維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。
- 四 広告事業 契約により本校が事業者等に対して施設等への広告掲示を認め、命名権等を得た事業者（以下「広告パートナー」という。）からその対価（以下「広告料」という。）を得て、施設等の運営・維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

### (事業の基本原則)

第4条 ネーミングライツ事業及び広告事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生

じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業及び広告事業の実施にあたっては、本校の教育理念や地域性に配慮し、国立高等専門学校施設としてふさわしい愛称等とする。
- 3 本校はネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称等を積極的に使用するものとする。
- 4 ネーミングライツ事業を導入した施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称等ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。
- 5 ネーミングライツ事業及び広告事業による収入は、施設等の維持管理、修繕その他施設整備を行うための費用に充てるものとする。

(対象となる施設等)

第5条 対象となる施設等は、運営会議で協議の上、決定するものとする。

- 2 本校の規程等で定める施設等の名称の改正は行わないものとし、混乱を避けるため、契約期間中の愛称等の変更は認めないものとする。なお、寄附により付与された名称との混同を避けるため、「記念」、「メモリアル」等を用いた愛称等は認めないものとする。

(命名権等の付与期間)

第6条 命名権等を付与する期間は、原則として3年以上とする。

(命名権等に付帯する特典等)

第7条 本校が本契約に基づき事業者を提供する特典等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 ネーミングライツ事業者は、施設等に愛称等の付与の他、施設等にサイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を掲示できる。
- 二 広告事業者は、施設等に広告(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を掲示できる。

(募集)

第8条 ネーミングライツ事業及び広告事業の実施にあたっては、次に掲げるところにより、原則として公募によるものとする。

- 一 募集については、ホームページ等により広く行うものとする。
  - 二 ネーミングライツ料、広告料、その他ネーミングライツ事業及び広告事業に必要な事項については、募集の都度募集要項において定める。
- 2 校長は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公募によらずにネーミングライツ事業及び広告事業を決定することができる。
    - 一 本校との共同研究と直接関連する施設等に係るネーミングライツ事業及び広告事業であって、当該共同研究の相手方又はこれらに準ずる者以外にネーミングライツ事業

及び広告事業を実施させることが、本校及び当該共同研究の相手方にとって不都合である場合

二 前号のほか、特定の者以外ではネーミングライツ事業又は広告事業が実施できない場合

(応募資格)

第9条 ネーミングライツ事業及び広告事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 三 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 四 社会問題をおこしているもの
- 五 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項の規程による貸金業を行うもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- 六 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- 七 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- 八 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- 九 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- 十 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 十一 国税、地方税等を滞納しているもの
- 十二 前各号によるもののほか、本校のネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

(応募)

第10条 ネーミングライツ事業及び広告事業に応募する者は、ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書(別紙様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- 一 法人等の概要を記載した書類
- 二 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- 三 法人の登記事項証明書(発行3か月以内のもの)
- 四 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- 五 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類(納税証明書など)

## 六 その他募集要項において必要とする書類

(使用できない愛称等及び広告)

第11条 ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーは、次に掲げる愛称等及び広告は使用することができない。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- 四 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- 五 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- 六 著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 七 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- 八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- 九 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- 十 酒の広告や飲酒を促すもの
- 十一 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十二 社会問題の主義及び主張に関するもの
- 十三 個人の名刺広告に関するもの
- 十四 その他表記する愛称等及び広告として適当でないと認められるもの

(審査機関)

第12条 ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの選定、命名する愛称等、広告、ネーミングライツ・広告料その他の審査は、運営会議において審査する。

2 審査に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(決定及び通知)

第13条 校長は、運営会議の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称等、広告の採用の可否及びネーミングライツ・パートナー又は広告パートナー等を決定するものとする。

2 校長は、第10条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者・広告事業者決定通知書（別紙様式第2号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者・広告事業者不採用決定通知書（別紙様式第3号）により通知しなければならない。

(契約)

第14条 校長は、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの決定通知後、速やかに契約担当役（独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1号に規定する者をいう。）に採用決定者との契約を締結させるものとする。

（費用負担）

第15条 ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称等、サイン及び広告の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了、及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーが負担するものとする。

（ネーミングライツ料及び広告料の納付）

第16条 ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーは、ネーミングライツ料及び広告料を本校が発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込んで納付するものとする。

（愛称等変更の禁止）

第17条 命名権等を付与する期間内における愛称等の変更は、禁止とする。ただし、校長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

（契約の解除）

第18条 ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの都合により、ネーミングライツ事業・広告事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業・広告事業契約解除申出書（別紙様式第4号）を、契約解除を希望する2カ月前までに校長に提出しなければならない。

（命名権等の取消し）

第19条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権等の付与を取り消すことができる。

一 指定する期日までにネーミングライツ料又は広告料の納入がないとき

二 ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーが、法令及び要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき

三 ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

四 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーから契約解除の申出があったとき

五 その他校長が命名権等の決定を取り消すことを必要と認めるとき

2 校長は、前項の規定により命名権等の付与を取り消したときは、命名権等付与取消決定

通知書（別紙様式第5号）によりネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーに通知するものとする。

- 3 前項の規定により命名権等の付与を取り消した場合、第16条の規定により既に納入されたネーミングライツ料又は広告料については、返還しないものとする。

（事務）

第20条 ネーミングライツ事業及び広告事業に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第21条 この規程に定めるもののほか、ネーミングライツ事業及び広告事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則 （令和7年5月22日制定）

この規程は、令和7年5月22日から施行する。

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
函館工業高等専門学校長 殿

申 込 者  
住 所  
名 称  
代表者（役職・氏名） 印

## ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書

函館工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程第10条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり応募します。

なお、本申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

応募の種類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業	
応募の趣旨	・貴社の事業内容や今後の方向性 ・本校のネーミングライツ・パートナーとなる目的（教育研究環境の向上に資すると考える点など） ・対象施設を希望する理由	
希望対象施設		
愛称等の案		
愛称等の理由		
料 金	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業	円（年額／税別） 円（年額／税別）
希望契約期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	

## 【添付書類】

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) サイン及び広告の原案図及び設計図

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業者・広告事業者決定通知書

次の通り事業者を採用することを決定しましたので、函館工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程第13条第2項の規定により通知します。

記

応募の種類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業	
対象施設名		
愛称等		
愛称等の理由		
料 金	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業	円（年額／税別）
	<input type="checkbox"/> 広告事業	円（年額／税別）
契約期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

別紙様式第3号（第13条関係）

函高専総 第〇〇号  
年 月 日

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
函館工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業者・広告事業者不採用決定通知書

年 月 日付で申込みのありましたネーミングライツ事業・広告事業につきましては、誠に残念ではございますが、不採用となりましたので、函館工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程第13条第2項の規定により通知いたします。

また募集の機会がありましたら、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
函館工業高等専門学校長 殿

ネーミングライツ事業・広告事業契約解除申出書

申出者  
住 所  
名 称  
代表者（役職・氏名） 印

函館工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程第18条第2項の規定に基づき、次の通り事業の契約解除を申し出ます。

記

応募の種類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業
対象施設名	
愛称等	
契約期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
料 金	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 円（年額／税別） <input type="checkbox"/> 広告事業 円（年額／税別）
契約解除希望日	年 月 日
契約解除の理由	

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
函館工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

命名権等付与取消決定通知書

（ 対象施設名 ）の命名権等の付与について、次の理由により取消しを決定しましたので、函館工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程第19条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されたネーミングライツ料及び広告料については、返還しません。

記

取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	